

**あっせんの申立て事案の概要とその結果（平成 29 年度第 2 四半期）**  
**外貨建・仕組預金関係**

一般社団法人全国銀行協会

事案番号	28 年度(あ)第 124 号
申立ての概要	説明不十分で購入させられた外貨定期預金の元本割れ相当額の損失補てん要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ B銀行で購入した外貨定期預金の元本割れ相当額の損失補てんを求める。</li> <li>・ 当社は、B銀行担当者から、利息のよい外貨建ての商品があるとの勧誘を受け、本件商品を購入するに至った。購入原資は、他銀行へローンの返済資金に充てる必要のあるもので、余裕資金ではなかった。</li> <li>・ 当社は、B銀行担当者から、本件商品について十分な説明を受けておらず、商品内容を十分に理解していなかった。</li> </ul>
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当行担当者は、A社へ運用相談を行ったところ、A社が本件商品の購入を希望したため、販売するに至った。</li> <li>・ 当行担当者は、所定の書面及びA社からの聴取により、A社の投資意向、保有金融資産及び投資経験等を確認しており、販売方法に問題はないものと判断した。</li> <li>・ 当行担当者は、A社に対し、所定の資料を用いて複数回にわたり本件商品の内容及び元本割れリスク等について十分な説明を行っており、説明内容に問題はなかったものと判断している。</li> </ul>
あっせん 手続の結果	<p><b>【申立受理→和解契約書の締結】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 29 年 4 月 11 日及び同年 5 月 30 日の両日、A社とB銀行から事情聴取を行った。</li> <li>・ あっせん委員会は、B銀行に対して、A社が本件商品の商品性を十分理解できるだけの説明がなされていたかどうかについて疑問が残ること、本件商品の想定損失額が経営に及ぼす影響等について、検証する等より慎重な対応が求められていたこと等を指摘した。</li> <li>・ その上で、あっせん委員会は、B銀行がA社の損失の一部を負担するというあっせん案を提示した。</li> <li>・ その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。</li> <li>・ 平成 29 年 7 月 18 日付けで和解契約書を締結した。</li> </ul>

(注)紛争事案の概要は、銀行のお客さまにあっせん委員会の活動や役割をご理解いただくこと、また加入銀行において同種の紛争事案の再発防止や未然防止に役立てることを目的として掲載しています。

掲載に当たっては、当事者のプライバシー等に配慮したうえで、できる限り一般的・原則的な用語や表現に置き換えるなどの工夫をしています。

また、「あっせん手続の結果」は、あっせん委員会が個々の事案における取引経過や背景等を考慮したうえで判断したものであり、契約類型として類似した事案であっても、同様の判断となるものではないことにご留意ください。

事案番号	28年度(あ)第159号
申立ての概要	説明不十分で購入させられた外貨定期預金の元本割れ相当額の損失補てん要求
申立人の属性	個人(70歳台)
申立人(Aさん)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ B銀行で購入した外貨定期預金の元本割れ相当額の損失の補てんを求める。</li> <li>・ 私は、B銀行担当者から、利息のよい外貨建ての商品があるとの勧誘を受けたため、本件商品を購入するに至った。</li> <li>・ 私は、B銀行担当者から、本件商品について十分な説明を受けておらず、商品内容や元本割れリスクを十分に理解していなかった。</li> </ul>
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当行担当者から、Aさんが当行に保有していた預金について運用を提案したところ、Aさんが本件商品の購入を希望したため、販売に至った。</li> <li>・ 当行担当者は、所定の書面及びAさんからの聴取により、Aさんの投資意向、保有金融資産及び投資経験等を確認しており、本件商品の販売に問題はないものと判断した。</li> <li>・ 当行担当者は、Aさんに対し、所定の資料を用いて本件商品の内容及び元本割れリスク等について十分な説明を行っており、説明内容に問題はなかったものと判断している。</li> </ul>
あっせん手続の結果	<p><b>【申立受理→和解契約書の締結】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ あっせん委員会は、Aさんの申立てを「適格性あり」として受理し、平成29年6月2日、AさんとB銀行から事情聴取を行った。</li> <li>・ あっせん委員会は、B銀行に対して、本件商品の商品性を十分理解できるだけの説明がなされたかどうかについて疑問が残ること及び適合性の確認が不十分であったこと等を指摘した。</li> <li>・ その上で、あっせん委員会は、B銀行がAさんの損失の一部を負担するというあっせん案を提示した。</li> <li>・ その結果、AさんとB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。</li> <li>・ 平成29年8月1日付けで和解契約書を締結した。</li> </ul>

事案番号	28年度(あ)第160号
申立ての概要	説明不十分で購入させられた外貨預金の元本割れ相当額の損失補てん要求
申立人の属性	個人(80歳台)
申立人(Aさん)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ B銀行で購入し解約した外貨預金の元本割れ相当額の損失の補てんを求める。</li> <li>・ B銀行担当者から、定期預金満期案内とキャンペーン商品の勧誘の電話を受けB銀行を往訪した。</li> <li>・ 私は、過去に他の金融機関との間で、投資信託を購入し、損害を被った経験があるため、国債など元本割れの可能性の低い商品を希望していたが、B銀行担当者から本件商品を執拗に勧誘され、その日のうちに購入するに至った。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 私は、年金収入しかなく、預金を取り崩して生活していた。</li> <li>・ 相手方は私に任意後見人がいることを知っていたにもかかわらず、即日購入させられた。</li> <li>・ 私は、B銀行担当者から、本件商品について十分な説明を受けておらず、商品内容及び元本割れリスク等を理解していなかった。</li> <li>・ 私は帰宅後に購入時の確認書の投資目的のチェック欄が自分に該当しない箇所のチェックされていることに気付いた。</li> </ul>
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当行担当者は、Aさんが当行に保有中の定期預金が満期になることから、キャンペーン中であった本件商品を提案したところ、興味を示したため、販売するに至った。</li> <li>・ 当行担当者は、Aさんからの聴取及び所定の書面により、Aさんの保有金融資産、投資経験及び投資意向等を確認しており、本件商品の販売に問題はないものと判断した。</li> <li>・ 一部の必要書類の不交付があったこと、Aさんの意向確認が必ずしも適切に行われていなかったことを認める。</li> </ul>
あっせん 手続の結果	<p><b>【申立受理→和解契約書の締結】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ あっせん委員会は、Aさんの申立てを「適格性あり」として受理し、平成 29 年6月2日、AさんとB銀行から事情聴取を行った。</li> <li>・ あっせん委員会は、B銀行に対して、高齢であるAさんの属性を踏まえると、本件商品の販売そのものが適切であったかどうか、また、即日販売を行い十分熟慮期間をおかなかつたこと、必要書面の不交付のほか、意向確認方法が不正確であるなど、業務遂行上相当の問題があることを指摘した。</li> <li>・ その上で、あっせん委員会は、B銀行がAさんの損失の一部を負担するというあっせん案を提示した。</li> <li>・ その結果、AさんとB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。</li> <li>・ 平成 29 年8月1日付けで和解契約書を締結した。</li> </ul>

事案番号	28年度(あ)第173号
申立ての概要	説明不十分で購入させられた外貨建て仕組預金の元本割れ相当額の損失補てん要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ B銀行で購入した外貨建て仕組預金の元本割れ相当額の損失補てんを求める。</li> <li>・ 当社は、B銀行担当者から、利息のよい外貨建ての商品があるとの勧誘を受け、本件商品を購入するに至った。</li> <li>・ 本件商品において為替リスクがあることは理解していたが、満期時においても円定期預金と同様に更新するかどうかを選択できるものと理解しており、満期時に為替相場次第で外貨で償還されるという説明は受けていなかった。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当社は、B銀行担当者から、外貨償還されたものを円転する時に手数料がかかるとの説明を受けていない。</li> </ul>
<p>相手方銀行 (B銀行)の見解</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当行担当者は、A社から運用相談を受け、本件商品を提案したところ、A社が購入を希望したため、販売するに至った。</li> <li>・ 当行担当者は、A社からの聴取及び所定の書面により、A社の投資経験、保有金融資産及び投資意向等を確認しており、本件商品の販売に問題はないものと判断した。</li> <li>・ 本件商品の商品説明書上の最大想定損失額がA社の経常利益を上回っているのは事実であるが、A社の財務耐久性を検証し、問題がないと判断した。</li> <li>・ 当行担当者は、A社に対し、所定の資料を用いて本件商品の内容及び元本割れリスク、手数料等について十分な説明を行っており、説明内容に問題は無かったものと判断している。</li> </ul>
<p>あっせん 手続の結果</p>	<p><b>【申立受理→和解契約書の締結】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 29 年7月 25 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。</li> <li>・ あっせん委員会は、B銀行に対して、A社が本件商品の商品内容及び為替差損による想定損失について十分な説明をし尽くしたとはいえないこと、A社の財務耐久性の検証をより丁寧に行うべきであったこと等を指摘した。</li> <li>・ その上で、あっせん委員会は、B銀行がA社の損失の一部を負担するというあっせん案を提示した。</li> <li>・ その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。</li> <li>・ 平成 29 年9月 19 日付けで和解契約書を締結した。</li> </ul>

以 上